

## 第7章 教育研究等環境

## 1. 現状の説明

(1)教育研究等の環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

## 評価の視点

①学生の学修、教員の教育研究の環境整備に関わる方針を、学部・研究科の理念・目的を踏まえて定め、その方針を教職員で共有しているか。

## 〈1〉大学全体

大学全体の「教育研究等環境の整備に関する方針」を以下のとおり定めている。

本学の理念・目的を実現するために学生が主体的・能動的に考え行動する力を育成・促進し、学修効果を最大限発揮できる教育を行える環境を整備する。また、教員が教育研究活動を十分に行えるよう支援する環境や条件を整備する。

1. 学生の主体的・能動的な学修、教員の教育力向上や優れた研究成果の創出等教育研究活動を支援するため、教育研究環境の整備・充実を図る。
2. 美術館・図書館では美術・デザインに関する資料を充実させ、収集・保管・活用する体制を整備しその機能を強化していく。
3. 研究資金の適正な管理を行うため、規則の整備、研修会の開催等研究活動の倫理に関する意識の向上・普及に努める。

上記の方針を踏まえ、理事会より毎年度、建築計画大綱に基づく建築計画や教育環境整備、教育研究・学習支援の充実に向けた計画等の次年度事業計画が示されている。

本学の教育研究等の環境の整備に関する方針「武蔵野美術大学の鷹の台キャンパス計画」は「施設拡充整備計画について」（1965（昭和40）年1月）構想に基づいている。

本学のキャンパスと建築物を構想する際に、重視すべきコンセプトは次のとおりである。

## ①「制作のためのキャンパス」

美術大学のキャンパスは、美術・デザインの制作のために最適化されなくてはならない。アトリエや演習室のみならず、建築物とキャンパス全体が制作することを意識して計画される必要がある。

## ②「ギャラリーキャンパス」

美術大学としての教育研究の展開のために、建築物とキャンパス全体を開かれた制作と発表の場とする必要がある。これは、展示のためのギャラリー専用スペースだけではなく、さまざまな展示可能な空間を工夫していく可塑性をキャンパスが持つことを意味する。この発想は、美術大学の教育研究を豊かにするだけではなく、地域社会に貢献し、世界に文化を発信することを可能にするものである。

③「教材としてのキャンパス」

キャンパスの建築物をはじめとしたあらゆるものが、美術大学の教育のための教材としての意義を持っている。たとえば、建築物には、ものづくりの見本や参考となる工夫と可塑性が求められる。また4号館をはじめとした建築物の文化的価値を認識し、建築物についての保存や改修についても十分な配慮がなされなくてはならない。

上記の基本方針を踏襲し、幾度かの検討の後「小平333道路対応を中心とする基本構想」と題するキャンパス基本構想が2010（平成22）年9月に理事長・学長より教授会に提示され、その方針は全学的に共有されている（資料7-1）。

(2)十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

評価の視点

- ①校地および校舎面積が、法令上の基準（大学設置基準等）を満たしており、かつ運動場等の必要な施設・設備を整備しているか。
- ②方針に沿って、施設・設備、機器・備品を整備し、管理体制や衛生・安全を確保する体制を整えているか。

<1> 大学全体

校地および校舎面積は法令上の基準（大学設置基準等）を満たしており、かつ運動場等の必要な施設・設備を以下のとおり整備している。

幅広い教養を備えた美術・デザイン分野の専門家を養成するにあたり、各分野において学生が主体的・能動的に考え行動する力を育成するために校地(鷹の台：97,752.0 m<sup>2</sup>)及び講義室・演習室に加えアトリエ、工房等の設備を備えた校舎(同：100,463.7 m<sup>2</sup>)が整備されている（資料7-2）。

校地については緑地や芝生広場、多目的運動場に加え、ミニサッカーコート及びテニスコートが整備されており、一部、夜間照明設備も設けられている。なお、2016（平成28）年度に校地を南北に分断する形で都市計画道路が築造される予定となっており、道路上の工房等の校舎の移転計画が進められているところである。これについては道路用地として収用される面積を上回る隣接地を既に購入しており、南北校地間の往来については本学専用地下通路及び横断歩道を計画しており、学生の安全確保に配慮している。

校舎については2004（平成16）年3月に決定した「建築計画大綱」に従い、アトリエ及び図書館の新築、既存校舎の耐震補強及び改修工事が行われた。これにより、教育環境の充実はもとより、東日本大震災による校舎の損壊も最小限に抑えられ、人的被害も生じなかった。この計画により、美術系学科については2008（平成20）年にアトリエ及び彫塑系の工房を備えた2号館が竣工、続いて2010（平成22）年には図書館が新築され、図書館、美術館及び博物館の機能を有する美術資料図書館が2011（平成23）年に美術館に改修された。これらの建築、改修工事により、開架図書の実充に加え閲覧室及び自習室が整備されたことで学生の教育環境が大きく改善しており、さらに学内外の作品の展示機会が増えることにより学生の教育効果の向上に寄与している（資料7-3）。

今後のキャンパス整備にあたっては2007（平成19）年1月に「武蔵野美術大学キャンパ

ス基本構想」が理事会決定され、基本コンセプトの再確認に加え、自然環境への配慮、エネルギー計画、建築のためのコンセプトが示された（資料7-4）。

なお、都市計画道路用地上の校舎は解体、撤去されるため、2010（平成22）年9月に示された「小平333道路対応を中心とする基本構想」に基づいて、校地分断によるデメリットをデザイン系学科の施設整備の契機として前向きにとらえ、分断される北側校地に撤去となる工房面積を上回る校舎を建築する計画を進めているところである（資料7-1）。

施設・設備については、運動場、テニスコートの他、体育館内にはバスケットコート2面のアリーナ、剣道場及びトレーニングルーム等の充実した設備を備えた屋内運動施設が整備されており、様々な種目の正課授業への対応、さらには学生の課外活動に広く活用されている。また、各種の工房、スタジオ及び実習室には様々な設備が備えられており、課外活動専用の展示室や暗室、窯工部室なども整備されている。

施設・設備、機器・備品の整備にあたっては、各教育単位からのカリキュラムに沿った要請に対し、所管の教務部で大学の方針に基づいた精査を行った上で、法人理事会にて決定をしている。管理にあたっては教務課が使用上の安全管理を、施設管財課でメンテナンス及び資産管理を行っている。また、絵画で使用される天然の顔料や溶液の中には毒性の強いものがあるため、2009（平成21）年に自主的に特殊排水設備を設置し、排水の浄化に配慮している。

管理体制については教職員で構成する衛生委員会において劇毒物の定期点検や学生、教職員の健康管理を、また同様に教職員で構成する防火管理委員会では防火にとどまらず日常的に学内施設の安全管理に目を配り、災害発生時には法人・業務調整会議と連携し、即座に対応できるよう心掛けている。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

#### 評価の視点

- ① 学部・研究科等において十分な教育研究活動を行うために、図書館において必要な質・量の図書、学術雑誌、電子媒体等を備えているか。
- ② 国立情報学研究所のGeNiiや他の図書館とのネットワークを整備するなどの、学術情報へのアクセスが充実しているか。
- ③ 座席数・開館時間など、学生の学修に配慮した図書館利用環境を整備しているか。
- ④ 図書館、学術情報サービスを支障なく提供するために、専門的な職員を配置しているか。

#### <1> 大学全体

##### ① 本学における学術情報

本学では、世界の主要な美術デザイン系大学に倣い1960年代から「図書資料」と並行して「美術資料」を収集する方針を定め、その目的を達成するため、図書館、美術館及び博物館の機能を併せ持つ「美術資料図書館」を1967（昭和42）年に開館した。同館は、その後、単に資料を収集するだけでなく、それらの資料を教育・研究活動のなかで利活用させる役割をもち、年間に延べ50コマ以上の授業で美術資料が「学術情報」として活用され

るなど、美術大学である本学において、美術資料が図書資料に並ぶ重要な「学術情報」として位置づけられる形で機能してきた。

そして2010（平成22）年に館名称を「美術館・図書館」と改め、開館以来40年以上にわたり継続してきた複合機能施設としての各々の機能を高度に統合することによって、施設の特性をより明確にした。現在は「図書資料」「美術資料」「民俗資料」「映像資料（イメージライブラリー）」の4部門で構成される施設として活動している。

## ②各部門概況

「図書館」は延床面積6,419㎡で、閲覧席数は350席あり、年間開館日数は237日、年間開館時間は2,812時間、2013（平成25）年4月1日現在、図書約28万冊（図書200,000冊、展覧会カタログコレクション約45,000冊、絵本コレクション5,000冊等）、雑誌約4,000タイトルを収蔵し、電子リソース関係については17種のデータベースを契約している。スタッフは25名（専任職員4名、非専任職員5名、業務委託スタッフ16名。これらスタッフの大半が司書資格をもち、その専門能力を生かしてレファレンスサービス、各種利用講習会などのサービスを展開している）で、館内には35台のパソコンに加え、無線LAN環境も整備されており、ノートパソコン、携帯電話、タブレット端末等の各デバイス経由で当館の学術情報にアクセスできる環境が整っている。さらに、学内LAN経由で美術館・図書館の全学術情報に加え、国立情報学研究所や国立国会図書館等が提供するデータベースにもアクセス可能となっている。なお、2012（平成24）年度の年間延利用者数は、約185,000人であった（資料7-5、7-6）。

また図書館間ネットワークである、「多摩アカデミックコンソーシアム（TAC：国立音楽大学・国際基督教大学・津田塾大学・東京経済大学・武蔵野美術大学の5つの大学で構成された大学協力機構）」に加盟しており、各大学で所蔵している資料を横断的に検索でき、さらに協力校間を定期便が運行し、図書の相互貸借も行われている。

「美術館」には30,000点のポスターコレクションと350脚の近代椅子コレクションを筆頭に、絵画、彫刻、版画、陶磁器、工業製品、玩具などあわせて約40,000点の美術、デザイン関係の資料が収蔵されており、これらの所蔵品を基に年間約10本の展覧会を開催している。展覧会は一般にも広く公開されており、2012（平成24）年度は年間約64,000人の利用者を迎えた（資料7-7）。

「民俗資料室」では人々が日々の暮らしの中で生み出し、使い続けてきた暮らしの造形資料（いわゆる民具）を90,000点余り蓄積しており、所蔵品をベースに年間2～3本の展覧会を開催し、2012（平成24）年度は年間約1,600人の利用者があった（資料7-8）。

「イメージライブラリー」では美術・デザイン教育の一環として、映画、ドキュメンタリー、アニメーション、実験映像をはじめとした映像資料（DVD/VHS/LD/16mmフィルムなど）の収集を行っており、2012（平成24）年度現在、17,000点の資料を所蔵し年間約32,000人の利用者を迎えた。なおイメージライブラリーに設けられた30席の個人視聴ブース、3室のグループ視聴室で所蔵資料を視聴することができ、一部は館外貸出も行っている（資料7-9）。

## ③学術情報のデータベースと一般公開

現在、これら4部門はそれぞれが所蔵データベースをもち、インターネット経由で学内外において閲覧や検索ができるように整備されている。またこれら4つの所蔵データベー

スを同時に検索できる、「統合検索システム」も構築されており、本学が所有する学術情報を専門的かつ総合的に利活用できる基盤が整えられている。なお、この「統合検索システム」は文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（平成20年～平成24年）」の採択を得て設置された「造形研究センター」のもとで構築されたシステムである。同センターでは、美術館・図書館が所蔵する17世紀から19世紀の解剖図、自然誌、航海記など、貴重書群の全頁を高精細デジタル画像データ化し、書誌情報、解説を加えてiPhoneやiPad上で閲覧できる無料アプリケーションソフト「MAU M&L 博物図譜」を開発し、無償で公開しており、2013（平成25）年2月26日現在、約110,000件のダウンロード実績を記録している（資料7-7）。

(4)教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

#### 評価の視点

- ①専任教員に対して、研究活動に必要な研究費を支給しているか。
- ②専任教員のための研究室を整備しているか。
- ③研究専念時間の設定など、教員の研究機会の保障をしているか。
- ④ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の人的支援を整備しているか。
- ⑤教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にし定期的に検証を行っているか。

#### <1>大学全体

##### ① 研究助成制度

本学では、専任教員の学術研究及び教授能力の向上を目的として各種の研究助成制度を設けている。その主なものは下記〈表1〉記載の通りである。助成手続きとしては申請主義をとっている。

〈表1〉 武蔵野美術大学研究助成制度一覧

助成制度の名称	規則等	制度の概要等	
個人研究費	武蔵野美術大学 個人研究費規則	渡しきり研究費。 所得税の課税対象。	①年度単位 ②申請期限：当該年度の 5月末 ③年間300,000円一括支給
共同研究助成費	武蔵野美術大学 共同研究助成取扱 基準	本学専任教員がプロ ジェクトチームを組 んで学内において共 同研究をするものが 対象。	①申請期限：助成希望年度 の前年の8月末 ②審査委員会による審査 ③助成期間は1年間が原 則 ④成果は対象年から3年 以内に公表

研究調査出張補助	学校法人 武蔵野美術大学	研究調査のため学会 又は展覧会等に出張	①交通費・宿泊料が対象 ②年間 91,000 円を上限
	研究調査出張補助 基準	をする場合にその経 費を補助する。	
在外・国内研究員及 び海外研修制度	武蔵野美術大学 在外・国内研究費 等規則	在外研究員、海外研究 員、国内研究員の3つ に区分。	①在外研究員 長期（6月～1年） 短期（3月～6月） 毎年各1名 交通費・滞在費の補助 ②海外研究員（1年以内） 旅費等の35%（助手は50% ）補助 ③国内研究員 長期（6月～1年） 短期（3月～6月） 毎年各1名 月額26,000円支給 ④内規を設けている ⑤帰国後2ヶ月以内に報 告の義務
出版助成補助	「専任教員に対す る助成手続きにつ いて」	定年に達する、あるい は定年間近の講義系 科目担当教員。または 在職20年を過ぎた講 義系科目担当教員。 展覧会を行わず作品 図録を出版する実技 系科目担当教員。	①助成額は 講義系科目担当教員は 1,500,000円 実技系科目担当教員は 2,000,000円 ②講義系・実技系とも在職 中、一人一回のみ

個人研究費ならびに研究調査出張補助については、2007（平成19）年4月1日から規則として制定・施行している。個人研究費は渡しきり研究費であり、用途対象に制限は設けていない。毎年度、全員の専任教員並びに助手から申請があり、その全員が助成を受けている。研究調査出張補助についても、補助の対象を広範囲としたため、2012（平成24）年度は専任教員・助手の約半数から申請があり、制度が活用されている（資料7-10）。

在外・国内研究員及び海外研修制度の応募資格は本学専任教員・助手に限られる。在職年数の規定や海外研修員については同一人が補助を受けられるのは3年に1回と制限が設けられているが、これについても毎年度申請があり、助成がなされている。在外・国内研究員制度については、一般的なサバティカル休暇とは異なり、助成が手厚いものとなっている。

共同研究助成については研究開始に至るスケジュールの点から採択決定時期や審査委員

会開催日程に対して見直しを求める意見があり、2012（平成24）年度に申請締切日が前年度の10月末から8月末に基準を改正した。

出版助成については規則化されておらず、1996（平成8）年7月11日の教授会確認に基づき運用されているが、毎年退職予定の教員等へ助成が行われている。

#### ② 研究室の整備

実技系と講義・演習系の教員とで違いがあるが、専任教員へは全員に個室の研究室が配当されている。講義・演習系教員の研究室1室当たりの面積は22㎡程度が標準となっているが、実技系教員の個人研究室はアトリエとして使用できるよう、その約1.5倍の広さを確保している。個人研究室には空調、電話、インターネット接続が可能な環境が整備されており、鍵も教員個人が管理しており、常時使用が可能である。備品としては机、椅子、本棚が設置されており、また、パソコンが各個室に標準で設置されている（資料7-11）。

#### ③ 研究機会の保障

本学専任教員の責任授業時間数は、「学校法人武蔵野美術大学服務規則」により実習科目担当教員は毎週20時間、演習科目担当教員は毎週12時間、講義科目担当教員は毎週10時間と規定されている。同規則第7条には研究日付与の規定があり、専任教員（教授、准教授及び専任講師）には毎週3日以内、助手には毎週1日以内の研究日が与えられることとなっている。また同第8条には特別研究日の規定があり、専任教員については年間6週間、助手については年間4週間の研究あるいは制作のための特別研究日が付与されることとなっている。加えて、教員が研究に専念し、研究成果あげられるよう、一定期間授業義務を免除する「在外・国内研究員及び海外研修制度」を設けている。（資料7-12、7-13）

#### ④ ティーチング・アシスタント（TA）等の人的支援の整備

本学では、人的支援制度として、ティーチング・アシスタント（TA）と、スチューデント・アシスタント（SA）制度等を設けている。TA制度は「武蔵野美術大学ティーチング・アシスタント規則」が定められており、特定の授業の補助を行う者として、本学大学院に在学する者を当該研究室の推薦に基づき、研究科委員会の議を経て学長が決定し、採用している。またスチューデント・アシスタント（SA）・指導補助員として学部生等を採用している。これらについては規則の定めはないが、次年度の授業計画に基づき「授業補助員採用計画書」を各教育単位から提出させている。その時点で教育単位毎に授業補助員の必要時間数を設定している。2012（平成24）年度は、修士課程在学生のTA66人、SA33人を任用している。また、演習・実習での支援を行う映像等の技術スタッフとして、臨時職員を採用し配置している。これらの教育支援体制の制度により、教員の負担軽減を図っている。（資料7-14）

#### ⑤ 教育研究等環境の適切性の検証

本学では、教育単位毎に研究室体制を敷いており、各教育単位には責任者として主任教授をおいている。

教育研究環境の重点課題については学長室会議にて検討をおこなっている。課題に対する学長室基本方針案を作成し、事前に主任教授連絡会等に提示し、意見を集約した後、学長室基本構想案として理事長室会議に提示している。検討後、理事長・学長より、基本構想案として、キャンパス基本構想委員会、建築委員会等の専門的に組織された委員会に諮

ったうえ、再度の検討を経て「基本方針及び構想」として教授会に提示し、教学組織運営関連、施設関連等の重要課題として検証を行っている。検証後は理事会に結果がフィードバックされる。

人的な教育支援体制については、毎年、各教育単位からの申請に基づく翌年度の教育計画の検討時に、教務部において専任教員を補助する助手・教務補助員の人員体制の確保をするとともに、TA・SA等の体制についても確認し、手当てをしている。

また、毎年度教育施設の稼働率を調査するため「使用教室状況調査」を教務課において実施している。結果については教務学生生活委員会にて報告している。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

#### 評価の視点

① 研究倫理に関する規程の整備、研修会の開催、学内審査機関の設置等、研究倫理を浸透させるための措置を講じているか。

#### <1> 大学全体

研究費の執行に関しては、共同研究費等の学内資金による研究費については教務部教務課、科学研究費補助金・受託研究費等の外部資金による研究費については研究支援センターが所管し、管理を行っている。

それぞれの部署では「学校法人武蔵野美術大学研究費等管理運営規則」に基づき、「共同研究助成費取扱マニュアル」等のマニュアルを作成し、「研究費の適正な執行」を行うよう当該の研究者への指導を行っている（資料7-15、7-16）。

同時に「研究費等不正使用防止対策委員会」も設置されており、法人・大学業務調整会議、総務部総務課を中心とし「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、研究費が適正に執行されているかの監査並びにモニタリングを行っている。

また、受託研究費等の外部資金による研究については、「産官学共同研究推進委員会規則」「学校法人武蔵野美術大学産官学共同研究規則」「産官学共同研究間接経費取扱基準」等の規則を定め、適正な運用に努めている（資料7-17、7-18、7-19）。

#### 2. 点検・評価

##### ● 基準7の充足状況

別紙資料「大学評価における評価の視点・評価基準等」に基づく評価の視点ごとの評価結果がAまたはBで、大学基準としての総合評価はAであり、同基準を十分に満たしている。

(1) 効果が上がっている事項

#### <1> 大学全体

2008（平成20年）年に都市計画道路による土地収用への対応として購入した隣接地に不足している倉庫の整備を行った。



2010（平成22）年に図書館が建てられ、2011（平成23）年には美術資料図書館が美術館として改修されたことにより各施設の利用者は格段に増加している。また、造形研究センターのもとで整備された各種データベースが学内外に公開されたことにより、各資料が教育研究活動で利用される機会も大幅に増えた。とりわけ貴重書については、その利用と保存という二つの相反する目的を両立させることが難しいとされてきたが、アプリケーションソフト「MAU M&L 博物図譜」の開発により、貴重書のもつ「学術情報」が教育研究の場で活用される新たな可能性が示された。

## （2）改善すべき事項

### ＜1＞ 大学全体

校内の通行については歩行者と車両の動線が区分けされていないため、速度制限を設け、安全に配慮している。一方、禁止されている自転車の構内への乗り入れが増えてきている。

また施設の配置については各学科の専用施設が複数の校舎に散逸しているため、移動のための時間や管理コストがかかっている。

出版助成については規則化されておらず、教授会確認に基づき運用されているが、研究助成制度としての位置づけを明確にする点からも、規則化することが求められる。

配当されている個人研究室によっては建物整備時期により、広さ、設備が必ずしも十分とはいえないものもある。

専任教員には入学試験関連業務や各種委員会の委員等学内運営に関わる時間が増大してきている。また、学長補佐、教員部長等の補職者については、各種会議等学内運営に費やす時間の増大が見込まれる。

産官学共同研究における受託研究費等の外部資金の扱いについては、利益相反という問題が生ずることは避けられないが、現在のところ利益相反に対しての基本的な考えや対応についての取り決めはなく、個々の受託契約については件ごとに慎重な対応を行っている。

## 3. 将来に向けた発展方策

### （1）効果が上がっている事項

#### ＜1＞ 大学全体

購入した隣接地によって、移転撤去となる校舎を設備、面積ともに充実させ、その一部が土地収用されるグラウンドについては移転整備計画にあわせて、人工芝にすることで近隣への砂埃にも配慮する。

所蔵資料を「学術情報」として機能させるために、アプリケーションソフトを制作し公開する方法は、まだ歴史が浅いがそのためのインフラはすでに整備されており、大きな可能性を秘めている。今後は貴重書にとどまらず様々な資料を同様の方法で活用し、公開することで、図書館や美術館の所蔵資料がこれまでと比較にならない規模で「学術情報」として機能することが期待される。

### （2）改善すべき事項

#### ＜1＞ 大学全体

都市計画道路を活用するなど、移転整備計画の中で動線の整備を進めていく。また建築

工事のために仮設となっている駐輪場に屋根を設置し、駐輪台数を増やし、学生の利便性を高め、管理を徹底することで自転車の構内乗り入れをなくす。

施設の配置については学科の再編に合わせて既設校舎の再編成を行い、機能的な施設の配置を行う。

出版助成については2013（平成25）年10月に「武蔵野美術大学出版助成規則」として規則化され、2014（平成26）年4月1日から施行することになった。

個人研究室については、今後の建築計画では旧施設から順に更新していく予定である。

各種委員会委員等の学内運営については、特定の教員に負担が集中しないよう分担し、均等化をはかっている。また、学長補佐、教員部長等の補職者については、担当授業時間の減免を行う配慮をしている。

受託研究費については、研究費の不適切な使用を防止するという点から、利益相反の問題については「産官学連携ポリシー」「知的財産ポリシー」「利益相反マネジメント・ポリシー」等を定め、運用していく。

#### 4. 根拠資料

- 7-1 小平333道路対応を中心とする基本構想
- 7-2 「1 校地、校舎、講義室・演習室等の面積」（表5）
- 7-3 武蔵野美術大学2004-2009建築計画大綱について
- 7-4 武蔵野美術大学キャンパス基本構想
- 7-5 （社）日本図書館協会 大学・短期大学・高専図書館調査票2013
- 7-6 図書館入館者数及び貸出冊数（平成22年度-24年度）
- 7-7 平成24年度 展覧会報告（入館者数等）
- 7-8 平成24年度 民俗資料室ギャラリー展覧会報告（入場者数等）
- 7-9 平成24年度 イメージライブラリー利用状況
- 7-10 平成24年度専任教員研究調査出張補助一覧
- 7-11 個人研究室面積表
- 7-12 学校法人武蔵野美術大学サービス規則
- 7-13 武蔵野美術大学在外・国内研究員等規則
- 7-14 武蔵野美術大学ティーチング・アシスタント規則
- 7-15 学校法人武蔵野美術大学研究費等管理運営規則
- 7-16 H24年度「共同研究助成費取扱マニュアル」（H241001改訂）
- 7-17 産官学共同研究推進委員会規則
- 7-18 学校法人武蔵野美術大学産官学共同研究規則
- 7-19 産官学共同研究間接経費取扱基準